

「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」の一部改正について（概要）

令和 5 年 2 月
自 動 車 局
整 備 課

1. 改正の背景

無車検運行防止対策の一環として、これまで前方から見易い位置に表示することを目的としていた検査標章の表示位置を、前方から見易い位置であるとともに運転者が検査標章に表示している自動車検査証の有効期間を容易に確認できる位置に表示するよう、次に掲げる通達の一部を改正する。

- ・ 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付自車第 880 号）

2. 改正の概要

- （１）検査標章の表示位置をこれまでの「前方から見易い位置」から、「前方かつ運転者席から見易い位置」として、運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置に表示するよう規定する。

※例外

ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない、前方かつ運転者席から見易い位置

- （２）その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布：令和 5 年 2 月 22 日（水）

施行：令和 5 年 7 月 3 日（月）